

# 男女共同参画に関する 苦情や救済の 申し出ができます

## 春日市男女共同参画苦情処理制度

学校や  
職場での  
性差別

市の  
施策

職場の  
制度

男女間  
暴力

秘密  
厳守



「苦情処理委員」が本人や関係者（相手方）からお話を伺い、  
男女共同参画の視点から公平・公正に検討し、迅速に処理します。

申し出の流れ



申出人

市民、または  
事業者等



申請書提出

郵送または持参



苦情処理委員

当事者、相手方  
から話を伺い調査



市・他機関

- 施策の改善
- 勧告/調整
- 是正の要請 など

● 処理結果の通知、助言

申出書は  
こちらから  
ダウンロード



調査・処理  
の対象にな  
らないこと

- ✓ 他の機関に権限があることや、すでに他の機関で決定したこと
- ✓ 判決、採決などにより確定した事案に関すること
- ✓ 裁判所において係争中のこと、または行政庁において不服申し立ての審理中の事案に関すること
- ✓ 国会または地方公共団体の議会に請願、陳情などを行っていること
- ✓ 苦情処理委員が行った苦情などの申し出の処理に関すること
- ✓ その他、処理することが適当でないとして苦情処理委員が認めること

問合せ  
申出先

春日市 人権男女共同参画課 〒816-0832 春日市光町1-73 春日市男女共同参画・消費生活センターじよなさん  
Tel 092-584-1201 Fax 092-584-1181 Mail jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp



様式第2号 (第4条関係) (表面)

整理番号	
苦情等申出書	
(あて先) 春日市男女共同参画苦情処理委員 年 月 日	
春日市男女共同参画を推進する条例第29条の規定により、次のとおり苦情等の申出をします。 (該当する申出の番号を○で囲んでください。)	
1 苦情の申出： 市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情の申出	* この欄には、記入しないでください。 1 市民 2 事業者 3 自治組織 4 上記以外のもの
2 救済の申出： 市内において、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害等を受けた場合における被害者の救済の申出	※ 委任による代理人の場合は、申出人の委任状を添付してください。 ※ 申出をする際は、必ず連絡がとれるところ(郵便が届くところ)と電話番号を記入してください。
申出人 郵便番号 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____	代理人 郵便番号 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____
事務局記載欄 受付日 年 月 日 担当者	(備考) 申出人の住所、氏名欄は、法人その他の団体の場合は、事務所の所在地並びに法人等の名称及び代表者の氏名を記載してください。

(裏面)

申出の内容 申出の内容をできるだけ詳しく記入してください。 (1) 「いつ、どこで、誰が、何を、どうした」について (2) 解決してほしいことについて	1 相談している。 (相談先を具体的に記入してください。) 2 相談していない。 (特に配慮する場合の注意事項などを記入してください。)
他の機関等への相談状況	1 相談している。 (相談先を具体的に記入してください。) 2 相談していない。
特記事項	(特に配慮する場合の注意事項などを記入してください。)